

# 新冠町強靱化計画

令和2年12月

## 【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	新冠町強靱化の基本的考え方	
1	新冠町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	新冠町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
	【新冠町強靱化のための施策プログラム一覧】	23
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	45
2	計画の推進方法	45
【別表】		
1	『起きてはならない最悪の事態』と分野別施策との整理対照表	
2	第6次新冠町総合計画 施策の体系	
3	リスクシナリオに対応する新冠町強靱化のための推進事業一覧	1～30
	(推進事業に係る事業内容については容量が大きいため別途資料としています)	

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

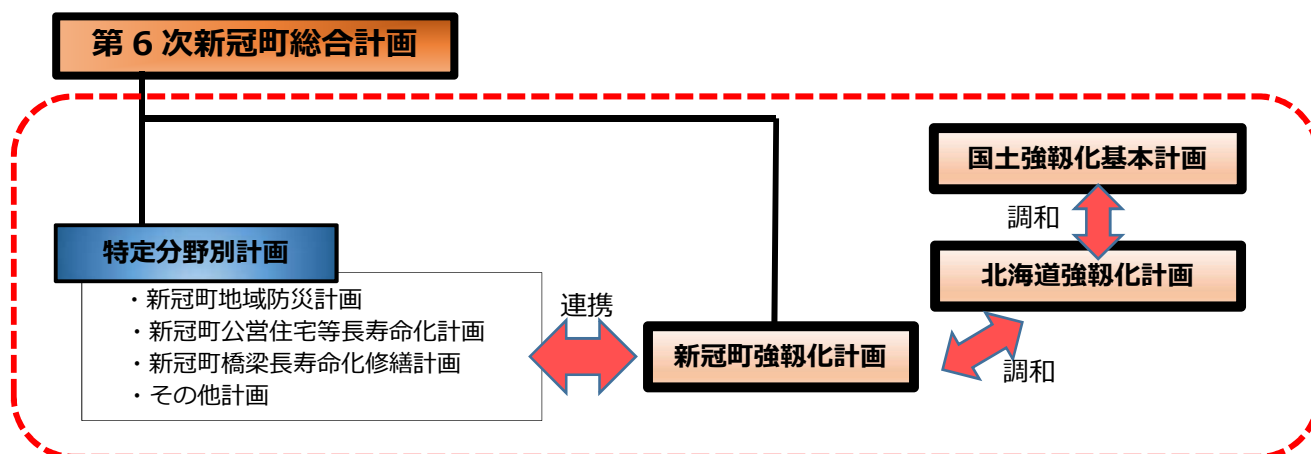
こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

新冠町においても、自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であり、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、新冠町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新冠町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、第6次新冠町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 第2章 新冠町強靱化の基本的考え方

### 1 新冠町強靱化の目標

新冠町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

新冠町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、新冠町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを新冠町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 新冠町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と新冠町社会経済システムを守る
- (2) 新冠町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 新冠町の持続的成長を促進する

## 2 本計画の対象とするリスク

---

新冠町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と新冠町の社会経済システムを守る」という観点から、新冠町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、新冠町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 2-1 新冠町における主な自然災害リスク

#### (1) 地震

- 太平洋沖における海溝型地震
  - ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内にM8.8 程度の地震発生確率は、7～40%程度  
(平成 30 年 2 月 地震調査研究推進本部長期評価)
  - ・根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度
- 内陸型地震（平成 30 年 全国地震予測地図）
  - ・道内の主要活断層は 13 箇所
- 過去の被害状況
  - ・平成 30 年 9 月 北海道胆振東部地震（M6.7 最大震度 5 強）  
負傷者 1 人

#### (2) 豪雨／暴風雨

- 道内においては、過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 道内においては、平成 3 年から平成 25 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生
- 過去の被害状況
  - ・昭和 56 年 8 月 大雨被害  
建物被害 半壊 2 棟 一部損壊 58 棟  
住家被害 7,742 千円、非住家被害 4,755 千円、農業被害 162,859 千円

土木被害 115,240 千円、水産被害 5,800 千円、林業被害 76,924 千円  
衛生総額 440 千円、商工業被害 34,220 千円、公立文教被害 8,947 千円  
被害総額 416,927 千円

・平成 15 年 8 月 大雨被害

死者 1 名、負傷者 1 名

建物被害 全壊 8 棟 半壊 7 棟 一部損壊 3 棟 床上浸水 10 棟 床下浸水 50 棟  
住家被害 27,151 千円、非住家被害 2,000 千円、農業被害 4,294,955 千円  
土木被害 9,583,600 千円、水産被害 22,342 千円、林業被害 2,422,751 千円  
衛生総額 6,400 千円、商工業被害 53,500 千円、公立文教被害 1,350 千円  
社会教育施設被害 571 千円、福祉施設被害 10 千円、その他被害 40 千円  
被害総額 16,414,670 千円

・平成 18 年 8 月 大雨被害

農業被害 2,175 千円、土木被害 114,920 千円、林業被害 4,000 千円  
衛生被害 2,730 千円  
被害総額 123,825 千円

・平成 28 年 8 月 大雨被害

建物被害 全壊 3 棟 床上浸水 7 棟 床下浸水 16 棟  
農業被害 151,532 千円、土木被害 671,009 千円、水産被害 18,500 千円  
林業被害 33,375 千円、衛生被害 11,495 千円  
被害総額 885,911 千円

### (3) 豪雪／暴風雪

○ 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

○ 過去の被害状況

・平成 30 年 2 月 大雪被害

農業被害 327,692 千円

## 2-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

○ 発生確率 … M7.3 程度、30 年以内に 70%

○ 被害想定 … 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、  
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

## (2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定 …… 死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、  
建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、  
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）



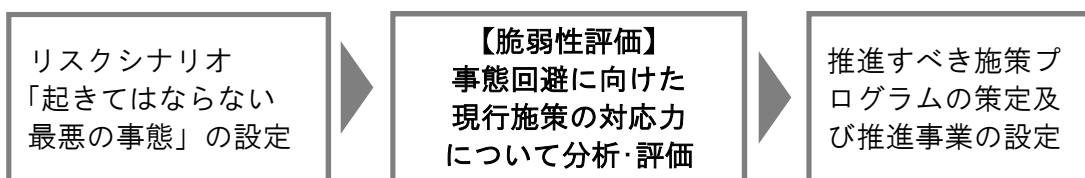
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

新冠町としても、本計画に掲げる新冠町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、新冠町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた新冠町の対応力についても、併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など新冠町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、新冠町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死者数の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

### 4 評価結果

---

評価結果は次のとおり。

## 【新冠町強靱化に関する脆弱性評価】

### (1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化について、法改正により一定規模の構築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 公共建築物については、耐震化診断を要する施設は診断を終えているが、老朽化が進んでいることから、継続的に維持管理に努める必要がある。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 公共施設が順次耐用年数を迎えるにあたり、中長期的な視点で計画的に、保有、処分、維持活用等を行い、時代に即した施設保有、施設規模にする必要がある。

##### (避難場所等の指定・整備)

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために、指定している福祉避難所の施設の改善や連携強化する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

##### (啓発活動等の取組)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 自分たちの身は自分で守る「自助」と地域住民が協力して身を守る「共助」が被害を軽減するために重要であり、地域防災向上のため、自主防災組織の充実を図る必要がある。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

**【評価結果】**

**(警戒避難体制の整備等)**

- 土砂災害を未然防止するため、北海道で実施した「地すべり・がけ崩れ等危険区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」「土石流危険溪流」の危険箇所の基礎調査を引き続き進め、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。また、町でも独自調査を実施し、土砂災害警戒区域等の把握に努める必要がある。

**(砂防設備等の整備、老朽化対策)**

- 国及び北海道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多くあることから、引き続き国及び北海道に対し、施策整備、老朽施設の更新の促進を要請する必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

**【評価結果】**

**(津波避難体制の整備)**

- 北海道による津波浸水想定により作成した「津波ハザードマップ」について、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、今後、国や北海道による津波浸水想定の設定の見直しが行われた場合は、避難体制、避難誘導に役立つ各種標識、表示板の設置等も含めて、北海道など関係機関と連携し再整備を推進する必要がある。
- 東日本大震災において高速道路が津波避難場所として機能したことを踏まえ、高規格幹線道路日高自動車道の新冠市街地区間について、緊急津波避難場所として活用できるよう国に要請する必要がある。
- 沿岸地域の住民を中心に大津波に対する避難訓練を継続的に実施し、高台への避難誘導を徹底する必要がある。

**(海岸保全施設等の整備)**

- 高波、高潮及び津波による災害予防施設としての機能を有する防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設が計画的に整備されるよう、国や北海道と連携し、施設整備の促進を要望する必要がある。

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

**【評価結果】**

**(洪水ハザードマップの作成)**

- 北海道管理河川の洪水浸水地域の公表を踏まえ、新冠町の洪水ハザードマップを見直し、新冠町管理河川においても浸水地域を公表し、防災意識の向上と水害による避難判断、避難体制を図る必要がある。

**(河川改修等の治水対策)**

- 国、北海道、町では、それぞれの管理河川における、流下能力確保のための河道掘削、築堤整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。

**(ダムの防災対策)**

- 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕の補修・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

**【評価結果】**

**(暴風雪時における道路管理体制)**

- 国道、道道との連携を図り、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

**(除雪体制の確保)**

- 各道路管理者（国、北海道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を担う建設業者の担い手確保、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を維持する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

**【評価結果】**

**(冬季も含めた帰宅困難者対策)**

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策に加え、帰宅困難者に対応する一時待避所の確保とその周知・啓発などの避難対策の取組を進める必要がある。

**(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)**

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

**【評価結果】**

**(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)**

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

**(住民等への伝達体制の強化)**

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線に連動した伝達手段の整備を促進し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。

**(観光客、高齢者等の要配慮者対策)**

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、災害情報の提供など、受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿の更新と災害時における自治会、自主防災組織などとの連携が必要である。

### **(地域防災活動、防災教育推進)**

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。
- 町及び消防組合等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各関係機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育による人材育成が必要である。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

## **(2) 救助・救急活動等の迅速な実施**

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### **【評価結果】**

#### **(物資の供給等に係る連携体制の整備)**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道及び管内各町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定締結等により活動しているが、災害時において、これらの活動が効率的に行われるよう連絡体制の整備が必要である。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。
- 官民連携体制の充実を図っていく必要がある。

#### **(非常用物資の備蓄促進)**

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体と応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。



## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

#### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練等を実施する必要がある。

#### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割を担う自衛隊について、北海道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他の市町村等と連携した取組を推進する必要がある。

#### (救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実、団員の担い手確保対策が必要である。

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### (災害時の医療支援体制の強化)

- 平時から診療所の医療機関としての受け入れ体制の充実を図り、常勤医師の継続的確保と出張医師による診療科目を拡充することで、医療体制を強化しているが、福祉施設等との連携強化が必要である。

#### (災害時における福祉的支援)

- 平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成・更新など、名簿情報の適切な管理に努める必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

#### (防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、庁舎被災時における災害対策本部の代替場所などについて、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しにより災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 防災拠点となる公共施設の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等について、必要な取組を進めるとともに、防災拠点としての役割（機能強化）も踏まえながら、適切に維持管理を行う必要がある。

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

##### (IT部門における業務継続体制の整備)

- 必要不可欠な行政機能が確保できるよう、公共施設等の安全対策や各種データの電子化・喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、車両、資機材、備蓄品などの整備を推進する必要がある。

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

### (4) ライフラインの確保

#### 4-1 エネルギー供給の停止

##### 【評価結果】

##### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策を検討する必要がある。

##### (電力基盤の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

**(石油燃料供給の確保)**

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者団体と協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

**【評価結果】**

**(食料生産基盤の整備)**

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

**(農水産業の体質強化)**

- 現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

**(地場産食料品の販路拡大)**

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、高付加価値化及びブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に向けた取組への支援が必要である。

**(地場産地物の産地備蓄の推進)**

- 米などの主要穀物については、国で備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物も必要であることから、北海道や関係機関と連携し、長期貯蔵など災害時における農産物の円滑な供給に資する取組を検討する必要がある。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

**【評価結果】**

**(水道施設の防災対策)**

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

**(下水道施設等の防災対策)**

- 災害時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

**(衛生環境等の防災対策)**

- 下水道区域外の浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

**【評価結果】**

**(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)**

- 高規格幹線道路日高自動車道は、日高管内で生産された農畜産物等の流通の利便性を高めるとともに、苫小牧や札幌方面の高次医療施設への救急搬送にかかる時間の短縮、さらには災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するための重要な道路であり、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

**(道路施設の防災対策等)**

- 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手段等について徹底を図るとともに、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「新冠町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農林業利用を目的に整備された農林道・農林道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の誘致を促進するための取組を強化する必要がある。

##### (企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画策定の促進や、経営体質・基盤の強化を促進するため各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

##### (被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進し、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

##### (森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害に起因する森林の荒廃により、土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策や担い手の確保・育成を支援するほか、町内林業・林産業の成長産業化に向けた取組を支援していく必要がある。

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### (災害廃棄物の処理)

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

##### (地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### 【評価結果】

##### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

##### (建設業等の担い手確保・人材育成)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害等発生時の復旧・復興を着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手の確保や人材の育成に取り組む必要がある。

##### (行政職員の活用促進)

- 北海道や他の市町村への応援要請または、他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より連絡先の共有を徹底するなど、必要な受援体制を整えておく必要がある。

## 第4章 新冠町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

---

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、新冠町における強靱化施策の取組方針を示す「新冠町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の実現に向けた目標の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を把握するため、可能な限り総合計画による目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標の見直しや新たな設定を行う。

## 【新冠町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策の推進に関連する分野（第6次新冠町総合計画の基本施策）を末尾に【 】書きで記載
- ・ 施策プログラムはそれぞれの「最悪の事態」に対応するものを掲載している。

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅の耐震診断・改修を促進するため、民間住宅・建築物の耐震化等に関する相談・指導を行い、町内建築物の耐震化に努めます。

##### （建築物等の老朽化対策）

- 地域の生活館、集会施設は老朽化が進んでいる施設も多いが、地域のコミュニティの場であること、その多くが避難所となっていることから、安全で安心な施設の維持管理に努めます。  
【地域福祉の充実】  
【財政運営の健全化】
- 高齢者が居住する施設については、計画的な改修を行い、安全を考慮した上で、住みやすい施設の提供を推進します。  
【高齢者福祉の充実】
- 市街地に新規で取得できる宅地が少ないこと、賃貸物件が少ないことなど本町の特徴的な現状と、高齢化による中古住宅の増加が見込まれることから、中古住宅の流通促進、リフォーム助成を行い、現有施設の有効化を図るとともに町外からの移住者、町内の定住促進を図ります。  
【住環境の整備】
- 長期間放置されているなど、倒壊等の恐れがある危険空き家について、所有者等が除去を行えるよう助成制度を設け、危険空き家除去を促進します。  
【住環境の整備】
- 公営住宅等長寿命化計画等に基づき、計画的な公営住宅の整備・供給に努めるとともに、既設住宅の適正な維持管理に努めます。  
【住環境の整備】



- 児童生徒が安全・安心な学習環境で学べるよう、計画的な学校施設の整備を進めるとともに、学習指導要領に基づく教育活動に必要な教育設備の充実を図ります。  
【学校教育の充実】

- 町内の公共施設については、『新冠町公共施設等総合管理計画』（平成29年3月策定）において、基本方針を策定していますが、建築後40年を経過した老朽施設も多く、将来的な統廃合も見据えながら、適宜、必要な改修、修繕を加えながら、長寿命化対策を講じ、適正な維持管理に努めます。

【消防・緊急の強化】【肉用牛振興】【観光振興】

【社会教育の充実】【行政運営の充実】

#### （避難場所等の指定・整備）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、北海道管理河川の洪水計画規模、最大規模による浸水区域に加え、町管理河川の浸水区域も見据えた中で、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進します。

【防災対策の強化】

- 災害時の避難場所として活用される公共施設や緊急避難場所としての高台地域などについて、地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進します。

【防災対策の強化】

- 新型コロナウイルス感染症対策等の新たな避難方法や多岐にわたる情報提供についても対応できるよう、施設、通信設備の更新整備を促進します。

【防災対策の強化】

#### （緊急輸送道路等の整備）

- 町内における道路については、国道、道道を含め、緊急時に避難、救急救護、応援、物流、二次災害防止等、あらゆる分野で動脈となることを踏まえ、巡回体制を整え、国、北海道、民間企業とも連携を図り維持管理に努めます。

【道路・交通網の整備】

- 橋梁長寿命化計画に基づき、適切に維持管理に努めます。

【道路・交通網の整備】

- 高規格幹線道路日高自動車道は、関係機関と連携を図り、実施区間の早期完成に努め、本町インターの開通、及び今後日高東部地域への延伸を踏まえ、緊急輸送道路、及び日常生活路線としての活用に努めます。

【道路・交通網の整備】

#### （啓発活動等の取組）

- 自主防災組織、自治会との連携強化を図り、災害発生時の活動、行動が円滑に進むよう訓練等の実施にとりみます。

【防災対策の強化】

- 町ホームページやSNSによる情報発信に対応できるよう、町の体制を強化するとともに、町民の情報収集手段の向上に努めます。 【防災対策の強化】

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備)

- 土砂災害危険箇所等については、北海道と連携を図りながら、砂防事業等の整備を進めるとともに、砂防設備等の適正な維持管理を行い、土石流や土砂崩壊等による自然災害の防止に努め、引き続き土砂災害警戒区域の指定を進めます。
- 土砂災害における警戒避難体制を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定箇所について、引き続き町ホームページへの掲載及びハザードマップの配布を行います。  
【防災対策の強化】

### (砂防設備等の整備)

- 北海道と連携し、小規模治山事業の施行箇所を増設するとともに、施設内に堆積する土砂等については、本町において点検及び掘削等の維持管理に努めます。  
【治山治水の整備】
- 国有林、町有林、民有林について、関係機関、所有者と連携しながら、森林整備を推進し、豪雨時等の下流域への被害防止に努めます。  
【林業振興】

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波避難体制の整備)

- 津波ハザードマップにより地域住民へ周知・啓発を図るとともに、国、北海道において調査が進められている最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を受け、津波ハザードマップの見直しを行います。 【防災対策の強化】
- 高規格幹線道路日高自動車道は、日高沿岸地域の高台に整備されることから、緊急津波避難場所として活用を図るとともに、日高東部地域までの早期整備を関係機関等へ要望します。
- 学校等における防災教育の中で、津波防災教育、津波対応避難訓練等の推進を図ります。

#### (海岸保全施設等の整備)

- 日高胆振沿岸海岸保全基本計画に基づき、高波、高潮、津波危険箇所における海岸保全施設の早期整備及び既存防護施設の維持・補修並びに改良整備を促進する要望を関係機関に行います。

## 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### (洪水・内水ハザードマップの作成)

- 北海道管理河川の計画規模、最大規模の想定浸水区域に合わせ、町管理河川の浸水想定区域を設定し、新冠町洪水ハザードマップの見直しを行います。  
これにより、住民の防災意識の向上を図り、水害による住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図ります。【防災対策の強化】

### (河川改修等の治水対策)

- 災害の未然防止対策を積極的に進め、安全安心な水辺空間を整備し、河川環境の保全について、町民の意識高揚を図ります。
- 本町は、大きな2つの2級河川に注ぐ小規模な沢、河川が町内に多く存在し、これらの管理については、平時、降雨時に巡回を行い、その地理的特性の把握に努め、機能維持のための河床掘削や治山施設と関連した工事施工等の実施を推進します。【治山治水の整備】

### (ダムの防災対策)

- ダムの防災対策については、既存ダムの治水効果の発揮を図るため、計画に基づくダム本体の整備や機器の修繕・更新が実施されるよう北海道・北海道電力株式会社に対して要望します。

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制)

- 町内における道路については、国道、道道を含め、緊急時に避難、救急救護、応援、物流、二次災害防止等、あらゆる分野で動脈となることを踏まえ、巡回体制を整え、国、北海道、民間企業とも連携を図り維持管理に努めます。

【道路・交通網の整備】

### (除雪体制の確保)

- 沿岸部、山間部と特に降雪については大きく天候が異なることから、道路状況の情報収集に努め、道道管理者の北海道や除雪委託業者と連携し、降雪による孤立状態を作らないよう、除雪体制の強化に努めます。 【道路・交通網の整備】
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、建設就業者、技能労働者の担い手育成・確保など、関係団体と連携した取組を推進するとともに、大型除雪機械の計画的な更新に努めます。

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### (冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化します。 【防災対策の強化】

### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 冬季間の避難所等の開設を想定し、冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進します。 【防災対策の強化】

## 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (関係機関の情報共有化)

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進します。  
【消防・救急の強化】【行政運営の充実】
- 高齢者、要支援者等の情報を関係団体と共有し、災害時における避難誘導、安否確認、避難生活の支援等の体制強化を図ります。  
【地域福祉の充実】

### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 超高速ブロードバンドサービスエリアの拡大に伴い、防災情報を中心とした情報発信手段の確立と、新たな通信サービスの利活用を推進します。  
【情報通信基盤の整備】
- 山間部の携帯不感地域解消のため、引き続き、携帯電話事業者に要請を続けるとともに、日高町と共同で運営している携帯電話伝送路の維持に引き続き努めます。  
【情報通信基盤の整備】
- 広範囲にわたる行政区を補うため、防災行政無線のデジタル化を図り、Jアラートとの連動と、独自の電話・FAX・メール・SNSとの連動システムを導入し、住民等への災害情報の伝達体制を促進します。  
【情報通信基盤の整備】
- 河川水位、雨量監視等のシステム構築による情報を住民にもリアルタイムで提供する体制を促進します。  
【情報通信基盤の整備】
- 住民情報等をクラウド化により安全に保管し、災害発生後の住民情報の提供が可能となるよう努めます。  
【情報通信基盤の整備】

### (観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 高齢者、要支援者等の情報を関係団体と共有し、災害時における避難誘導、安否確認、避難生活の支援等の体制強化を図ります。  
【地域福祉の充実】【高齢者福祉の充実】
- 観光振興策のインバウンド対策の強化において、多言語対応の各施設での避難所案内や避難所内での対応について、グローバル化に努めます。

### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進します。



- 自主防災組織、自治会との連携強化を図り、災害発生時の活動、行動が円滑に進むよう訓練等の実施に取り組めます。 **【防災対策の強化】**

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、他の市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進します。

#### (非常用物資の備蓄促進)

- 分散避難等にも対応するため、非常用物資の備蓄品の拡充と、プッシュ型による物資受け入れのスペース確保を含めた計画策定を進めます。【防災対策の強化】
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進します。

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 災害発生時に的確な行動がとれるよう、現在実施している沿岸住民対象の大津波に対する避難訓練を継続し、避難所運営訓練等の実施についても努めます。  
【防災対策の強化】
- 消防職員による救急救命訓練等の住民参加拡充に努めます。  
【防災対策の強化】

### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割を果たしている本道の自衛隊について、人員等の体制維持に向け、関係機関と連携した取組を推進します。

### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害発生等に対応可能な消防施設、装備品、資機材等について、適正な維持管理と計画的な更新を行うとともに、マンパワーである消防団員の担い手確保に努め、消防力の強化・充実に努めます。  
【消防・救急の強化】

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### (被災時の医療支援体制の強化)

- 地域唯一の診療機関として、新冠町国保診療所における医師、看護師等を確保し、24時間での救急受入体制の維持に努めるとともに、必要な医療機器の整備と老朽化した施設の更新計画を推進します。【医療の充実】
- 日常、在宅による介護、看護を実施している住民に対し、災害発生時においても同様な介護、看護処置がとれるよう体制整備に努めます。【高齢者福祉の充実】
- 災害発生時のひっ迫した状況において、体調管理に努められるよう健診業務を充実させるとともに、妊産婦の健康管理を把握できるよう相談、健診業務の充実に努めます。【保健の充実】

### (災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、介護、支援等を必要とする方や障がい者、その方々をサポートする家族などの身体的、精神的な支援を行うため、関係機関と連携を図り、人的物的支援、日常のサービス提供等の組織体制づくりを推進します。【地域福祉の充実】【高齢者福祉の充実】【障がい者福祉の充実】

### (防疫対策)

- 災害時における伝染病の発生や拡大を防ぐため、定期的な予防接種の実施を実施し、災害時の防疫対策を推進します。【保健の充実】

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実動訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行い、併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進します。【防災対策の強化】
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進します。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進します。【防災対策の強化】

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行い、災害発生時における各部署の機能維持に努めます。【行政運営の充実】

##### (IT部門における行政の業務継続体制の整備)

- マイナンバーカードの普及啓発に努め、災害時の事務手続き等を円滑に実施できるよう『IT部門の業務継続計画』の策定に取り組めます。【行政運営の充実】

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 物資供給など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、他の市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進します。

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 自立型のエネルギー循環システムなど、地域で作ったエネルギーを地域で消費する体制づくりを目指し、地球温暖化対策に取り組むよう努めます。

【ごみ処理・リサイクルの推進】

#### (電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、北海道電力株式会社等との連携を強化し、電力設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進します。

【学校教育の充実】【生涯スポーツの推進】

#### (石油燃料供給の確保)

- 日高地方石油業協同組合新冠部会と締結している『災害時における石油類燃料の供給等に関する協定』に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要となる車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、石油供給業者と平時からの情報共有や連携を促進します。

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備)

- 中山間地域、傾斜地等の条件不利な農業生産の環境下において、農村の多面的機能維持のための組織活動の支援等を実施し、耕作放棄地の発生防止など、集落単位での活動促進に努めます。 【担い手の育成・確保】
  
- 高齢化、担い手不足等による労働力不足解消と生産効率向上のため、生産者の施設導入助成、乳質向上対策、受精卵移植事業や和牛センターでの育種価データ判別事業による肉用牛の品質向上、町有牧野での預託制度などを引き続き実践し農業生産者の所得安定を図り、農業の基盤安定に努めます。  
【そ菜振興】【酪農振興】【肉用牛振興】
  
- ほっき貝放流事業、マツカワ育成事業、稚だこ保育礁設置事業等、漁業者の育てる漁業の取組を支援するとともに、漁具整備助成を実施し、水産業の基盤安定に努めます。 【水産業振興】

### (農水産業の体質強化)

- 研修、研究等を目的に、農業者、漁業者が組織した各種団体の活動に対し助成を行い、各業種の体質強化に努めます。 【担い手の育成・確保】【稲作振興】  
【そ菜振興】【酪農振興】【肉用牛振興】【漁業振興】
  
- 農水産業の後継者支援として、関係機関で組織した協議会による支援や、担い手の事業継承時のハード整備の助成などを実施し、円滑に事業を引き継げる環境整備に努めます。 【担い手の育成・確保】

### (地場産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、十分な生産量を確保に向け、農産物、水産物の高品質を図り、ブランド化を目指し、産業団体と連携しながら、販売促進に努めます。

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### (水道施設の防災対策)

- 災害時にライフラインの最も重要な給水機能を確保するため、老朽している配水管の更新や地区水道から簡易水道へ移管した配水管等の施設台帳整備、水道施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進します。 【上水道の整備】

#### (下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道の業務継続計画策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化を図るため計画的に老朽化対策を推進します。 【下水道・排水施設の整備】

#### (衛生環境等の防災対策)

- 下水道処理区域外における合併処理浄化槽への普及促進を図るとともに、適正な管理が行われるよう啓発指導に努めます。 【下水道・排水施設の整備】



#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### (高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備)

- 災害発生時において、国道235号線の代替道路としての役割だけでなく、避難、救急救護、応援、物流、二次災害防止等、あらゆる分野で重要な役割を担う高規格道路日高自動車道の早期整備を関係機関等へ要望し促進を図ります。
- 高齢化、人口減少が進む中、行政区が広範囲にわたる本町において、公共交通機関は重要な移動手段として、その役割が高まってきており、地域コミュニティバス、日高町と共同でのデマンドバスの運行、日高沿岸線バス路線の維持、スクールバスの運行、JR日高線廃線後の代替交通など、町民、来訪者のニーズに対応できる交通形態の推進に努めます。【公共交通の確保】 【観光振興】  
【学校教育の充実】
- 高規格幹線道路日高自動車道の延伸により、より来訪者のニーズが高まる道の駅については、防災情報の発信などの防災拠点としての役割を検討し、地域の特徴を活かした施設となるようハード、ソフト両面からリニューアルの推進に努めます。【観光振興】
- 町において有効となる公共交通を維持継続し、将来に向けて持続する地域公共交通体系の確立を目指します。

##### (道路施設の防災対策等)

- 町内における道路については、国道、道道を含め、緊急時に避難、救急救護、応援、物流、二次災害防止等、あらゆる分野で動脈となることを踏まえ、巡回体制を整え、国、北海道、民間企業とも連携を図り維持管理に努めます。【道路・交通網の整備】
- 橋梁長寿命化計画に基づき、適切に維持管理に努めます。【道路・交通網の整備】

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 超高速ブロードバンド回線の整備により、テレワーク、サテライトオフィスといった業務体系の構築が可能となるため、ネットワークを通じて首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等、企業立地に向けた取組を促進します。

#### (企業の業務継続体制の強化)

- 町内の中小企業等が町の産業基盤を支えていることを踏まえ、産業団体と連携しながら、災害発生時に対応できるよう中小企業等の業務継続計画の策定を促進します。

#### (被災企業等への金融支援)

- 国や北海道に対し、災害により被害を受けた中小企業等が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金及び事業費の融資の支援体制を促進します。

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (森林の整備・保全)

- 北海道と連携し、小規模治山事業の施行箇所を増設するとともに、施設内に堆積する土砂等については、本町において点検及び掘削等の維持管理に努めます。  
【治山治水の整備】
- 国有林、町有林、民有林について、関係機関、所有者と連携しながら、森林整備を推進し、豪雨時等の下流域への被害防止に努めるとともに、作業等に必要なる林道の維持管理を実施し、適正な森林整備に努めます。  
【林業振興】
- 野生鳥獣による森林被害防止対策推進するため、有害鳥獣駆除事業を推進します。  
【農業生産基盤の確立】

#### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 中山間地域、傾斜地等の条件不利な農業生産の環境下において、農村の多面的機能維持のための組織活動を支援し、耕作放棄地の発生防止など、集落単位での活動促進に努めます。 【担い手の育成・確保】
- 後継者支援として、農家子弟による継続的な経営支援や、地域おこし協力隊活用した農業支援員制度により、農業地域として継続可能な環境整備に努めます。  
【担い手の育成・確保】
- 農地の継続的な利用と、災害時の農地被害を防ぐため、農業用施設（明渠排水施設等）の適正な維持管理に努めます。 【農業生産基盤の確立】

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 日高中部衛生施設組合の構成町である新ひだか町と連携し、日高中部衛生施設組合災害廃棄物処理計画の策定に努め、地域の衛生確保を図ります。  
【ごみ処理・リサイクルの推進】

#### (地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進します。

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化します。【行政運営の充実】

### (建設業等の担い手確保・人材育成)

- 災害時の復旧・復興に不可欠な建設業等の振興に向け、若年者などの担い手育成・確保など、関係団体等と連携した取組を推進します。

### (行政職員の活用促進)

- 災害等発生時等の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、北海道や日高振興局管内の連携協定等の協定に基づき、相互に業務連携を進めるとともに、本町における受援体制の確立に努めます。
- 災害時に必要とされる行政職員の中で、医療職、福祉職の各種資格取得者の修学資金を貸付し、人材確保に努めます。【行政運営の充実】

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は『第6次新冠町総合計画』と整合を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和2年度から令和11年度までとする。ただし、別表にまとめた新冠町強靱化のための推進事業については、新冠町総合計画の基本構想、基本計画に基づく実施計画の掲載事業である。

また、本計画は、『国土強靱化計画』及び『北海道強靱化計画』と調和を図りながら、新冠町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図れるものとする。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、新冠町強靱化のスパイラルアップを図っていく。